○川口市旅館業法施行細則

平成30年３月30日規則第66号

改正

平成30年６月11日規則第93号

令和２年６月23日規則第71号

令和３年３月31日規則第33号

令和４年３月25日規則第13号

令和５年12月12日規則第66号

令和７年３月31日規則第38号

川口市旅館業法施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例（平成30年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（営業の許可の申請書の様式等）

第２条　省令第１条第１項の申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

２　前項の申請書には、省令第１条第２項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

（２）　当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に存する法第３条第３項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図

（３）　入浴設備の原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査（第10条第１項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し

（４）　当該申請に係る施設に玄関帳場を設置しない場合にあっては、次に掲げる事項を確認することができる書類

ア　施設から条例第８条第４号アに規定する管理事務所（以下「管理事務所」という。）までの距離、位置関係、経路、交通手段及び所要時間

イ　管理事務所が有する管理体制

ウ　条例第８条第３号イに規定する宿泊手続の方法

（許可書の交付等）

第３条　市長は、法第３条第１項本文の許可をしたときは、様式第２号の許可書を当該許可に係る申請をした者に交付するものとする。

２　法第３条第５項の規定による通知は、様式第３号の通知書により行うものとする。

（営業者たる譲渡人の地位の承継の承認の申請書の様式等）

第４条　省令第１条の３第１項の申請書の様式は、様式第４号のとおりとする。

２　前項の申請書には、省令第１条の３第２項各号に掲げる書類のほか、当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に存する法第３条第３項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図を添付しなければならない。

（営業者たる法人の地位の承継の承認の申請書の様式等）

第５条　省令第２条第１項の申請書の様式は、様式第５号のとおりとする。

２　前項の申請書には、省令第２条第２項に規定する書類のほか、当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に存する法第３条第３項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図を添付しなければならない。

（営業者たる被相続人の地位の承継の承認の申請書の様式等）

第６条　省令第３条第１項の申請書の様式は、様式第６号のとおりとする。

２　前項の申請書には、省令第３条第２項各号に掲げる書類のほか、当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に存する法第３条第３項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図を添付しなければならない。

（旅館業の承継の承認書の交付）

第７条　市長は、法第３条の２第１項、第３条の３第１項又は第３条の４第１項の承認をしたときは、様式第７号の承認書を当該承認に係る申請をした者に交付するものとする。

（営業の許可事項の変更等の届出）

第８条　省令第４条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式の届出書により行うものとする。

（１）　旅館業の許可事項の変更の届出　様式第８号

（２）　旅館業の停止又は廃止の届出　様式第９号

（宿泊者名簿の記載事項）

第９条　省令第４条の２第３項第２号の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

（１）　到着日時

（２） 出発日時

（３） 年齢

（水質の基準）

第10条 条例第５条第４項第３号イ、第８条第５号イ、第９条第３号ア及び第10条第１号アの規定により規則で定める原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の右欄に掲げる基準のとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと市長が認めるときは、同表１の項から４の項までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。

１　色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	５度以下であること。
２　濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法又は連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法若しくは透過散乱法	２度以下であること。
３　ｐＨ値	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
４　有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）にあっては全有機炭素計測定法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては滴定法	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）にあっては１リットル中に３ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては１リットル中に10ミリグラム以下であること。
５　大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
６　レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10コロニー・フォーミング・ユニット未満）。

備考　大腸菌の検査において、試料が海水を含む場合に特定酵素基質培地法によって行う検査の

結果が陽性となったときは、ダーラム管が入ったＥＣブイヨン10ミリリットルに陽性となった検体100マイクロリットルを接種し、摂氏44.5度で培養して、ガス産生を確認するものとする。

2　条例第５条第４項第３号イの規定により規則で定める浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の右欄に掲げる基準のとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するもの又は浴用剤等を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと市長が認めるときは、同表１の項又は２の項の規定を適用しないこととすることができる。

1　濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法又は連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法若しくは透過散乱法	５度以下であること。
2　有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）にあっては全有機炭素計測定法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては滴定法	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）にあっては１リットル中に８ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあっては１リットル中に25ミリグラム以下であること。
3　大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第１号）第６条に規定する方法	１ミリリットル中に１個以下であること。
4　レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10コロニー・フォーミング・ユニット未満）。

（浴槽水の消毒方法）

第11条　条例第５条第４項第３号ウの規定による消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤を用いて行う消毒と同等以上の消毒効果を有する方法により行うものとする。

2　前項本文の場合における消毒は、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。

（１） 浴槽水中の遊離残留塩素濃度が１リットル中に0.4ミリグラム以上となること。

（２） 浴槽水中の遊離残留塩素濃度が１リットル中に1.0ミリグラム以下となるように努めること。

（水質検査）

第12条 条例第５条第４項第３号エの規定による水質検査は、次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる湯水について同表の右欄に掲げる頻度で行い、第10条第１項及び第２項に規定する水質の基準に適合していることを確認するために行うものとする。

レジオネラ属菌	原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び毎日完全に換水している浴槽水	１年に１回以上
	連日使用している浴槽水	６月に１回以上
	市長が告示で定める浴槽水	市長が告示で定める頻度

（管理事務所が有する管理体制）

第13条 条例第８条第４号アの規則で定める管理体制は、緊急を要する事態及び宿泊者の求めに対応することができる人員が常駐していることとする。

（責任者の届出の事項等）

第14条 条例第12条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（１） 責任者を選任し、又は変更した営業施設の名称及び所在地

（２） 責任者を選任し、又は変更した年月日

２ 条例第12条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式の届出書により行うものとする。

（１） 責任者の選任の届出 様式第10号

（２） 責任者の変更の届出 様式第11号

附 則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附 則（平成30年６月11日規則第93号）

この規則は、平成30年６月15日から施行する。

附 則（令和２年６月23日規則第71号）

この規則は、令和２年10月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日規則第33号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月25日規則第13号）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の川口市旅館業法施行細則第２条第２項第４号の規定は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可の申請に係る施設が、川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和４年条例第10号）附則第２項の規定により同条例による改正後の川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例第８条第４号の規定が適用されないものである場合には、適用しない。

附　則（令和５年12月12日規則第66号）

この規則は、令和５年12月13日から施行する。

附　則（令和７年３月31日規則第38号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号
様式第１号

旅館業許可申請書

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

生年月日＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり営業の許可を受けたいので、申請します。

1	営業施設の名称		
2	営業施設の所在地	電話番号	
3	営業開始予定日	年　　月　　日	
4	営業の種別	旅館・ホテル営業　簡易宿所営業　下宿営業	
5	営業施設が旅館業法施行規則第５条第１項各号のいずれかに該当するときは、その旨		
6	営業施設の構造設備の概要	建物の配置図、施設の立面図及び設備の配置図	
		構造設備の仕様書	
		入浴設備の給排水の配管図及び循環系統図	
7	旅館業法第３条第２項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有・無	
8	川口市旅館業法施行細則第１０条第１項ただし書又は第２項ただし書の規定による入浴設備に係る水質の基準の一部適用除外を求める場合	基　準	
		理　由	
9	地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあっては、当該指定管理者	名　称	
		代表者の氏名	

添付書類

１　法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

２　施設の敷地の周囲おおむね１５０メートルの区域内に存する旅館業法第３条第３項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図

３　入浴設備の原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査の結果を記載した書面の写し

様式第２号
様式第２号

旅館業許可書

第　　号
年　　月　　日

様

川口市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった次の営業施設に係る　　営業については、旅館業法第３条第１項本文の規定により、次のとおり許可します。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
許可の条件	
川口市旅館業法施行細則第１０条第１項ただし書又は第２項ただし書の規定により適用しないこととする入浴設備に係る水質の基準	

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第３号
様式第３号

旅館業不許可通知書

第　　号
年　　月　　日

様

川口市長　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった次の営業施設に係る　　営業については、次の理由により許可を与えないので、旅館業法第３条第５項の規定により通知します。

申請に係る施設の名称	
申請に係る施設の所在地	
理　　由	

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第４号
様式第４号

旅館業承継承認申請書（譲渡）

年　　月　　日

（あて先）川口市長

譲受人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

生年月日＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

譲渡人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

生年月日＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり営業者の地位の承継について承認を受けたいので、申請します。

譲渡の予定年月日	年　　月　　日	
営業施設の名称		
営業施設の所在地		
旅館業法第３条第２項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有・無	

添付書類

１　旅館業の譲渡を証する書類

２　譲受人が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

３　施設の敷地の周囲おおむね１５０メートルの区域内に存する法第３条第３項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図

様式第５号
様式第５号

旅館業承継承認申請書（合併・分割）

年　　月　　日

（あて先）川口市長

主たる事務所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり営業者の地位の承継について承認を受けたいので、申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人	名　　称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人	名　　称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者氏名	
合併又は分割の予定年月日	年　　月　　日	
営業施設の名称		
営業施設の所在地		
旅館業法第３条第２項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有・無	

添付書類　１　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
２　施設の敷地の周囲おおむね１５０メートルの区域内に存する法第３条第３項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図

様式第６号
様式第６号

旅館業承継承認申請書（相続）

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

被相続人との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり営業者の地位の承継について承認を受けたいので、申請します。

被相続人の氏名		
被相続人の住所		
相続開始の年月日	年　　月　　日	
営業施設の名称		
営業施設の所在地		
旅館業法第３条第２項各号（第７号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有・無	

添付書類

１　施設の敷地の周囲おおむね１５０メートルの区域内に存する旅館業法第３条第３項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図

２　戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は法定相続情報一覧図の写し

３　相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

様式第７号
様式第７号

旅館業承認書

第　　号
年　　月　　日

様

川口市長　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった次の営業施設に係る営業者の地位の承継については、旅館業法第３条の２第１項（第３条の３第１項・第３条の４第１項）の規定により承認します。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
条件	

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第８号
様式第８号

旅館業許可事項変更届

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり旅館業許可事項の変更をしたので、届け出ます。

営業施設の名称		
営業施設の所在地		
営業の種別		旅館・ホテル営業　簡易宿所営業　下宿営業
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年　　月　　日
変更理由		

様式第９号
様式第９号

旅館業停止（廃止）届

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり旅館業を停止（廃止）したので、届け出ます。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種別	旅館・ホテル営業　簡易宿所営業　下宿営業
停止の場合の停止期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
廃止の場合の廃止年月日	年　　月　　日
停止（廃止）理由	

様式第10号
様式第１０号

入浴設備衛生管理の責任者選任届

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり入浴設備に係る衛生管理の責任者を選任したので、届け出ます。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
フ リ ガ ナ	
責任者の氏名	
責任者の選任年月日	年　　月　　日

様式第11号
様式第１１号

入浴設備衛生管理の責任者変更届

年　　月　　日

（あて先）川口市長

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり入浴設備に係る衛生管理の責任者を変更したので、届け出ます。

営業施設の名称		
営業施設の所在地		
責任者の氏名	フリガナ	
	変更前	
	フリガナ	
	変更後	
責任者の変更年月日		年　　月　　日
変更理由		